

事務連絡
平成20年7月3日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理支局長 殿

法務省入国管理局審判課長 山中政法
(公印省略)

上陸審判・違反審判への行政書士の参加について

1月17日、行政書士法の一部が改正され、7月1日に施行されたところでありますが、改正後の同法（以下「改正行政書士法」という。）において、行政書士の業務として新たに「官公署に提出する手続及び許認可等（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること」が認められることとなりました。

しかしながら、これまでも出入国管理及び難民認定法第10条及び第48条に規定する上陸・違反審判手続における口頭審理（以下「口頭審理」という。）において、行政書士が業として代理人としての活動を行うことは、弁護士法第72条に抵触することから、これを認めておらず、今般、改正行政書士法が施行されても、同法では、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除いていることから、今後も、口頭審理において行政書士が業として代理人となることは認められないので留意願います。

なお、口頭審理における立会いについては、弁護士法第72条に抵触しないものの、立会いそのものが行政書士としての業務として法定されていないことから、行政書士が業として口頭審理における立会人となることもできないので留意願います。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

添付物

行政書士法の一部を改正する法律新旧対照表

本信写し送付先

入国者収容所長

イ 上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの行政書士の参画

【問題意識】

上陸審査にあたり、入国審査官が条件に適合すると認定しなかった外国人は、特別審理官に引き渡され口頭審理を受ける（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第9条第5項、第10条）。この口頭審理に当たっては、代理人をたてること及び親族又は知人の1人が立ち会うことが認められている。しかし、通常は、対象となる外国人、親類等が手続きを十分に理解していないことが想定されるため、迅速かつ適切な手続きのためには、専門知識を持った者が外国人をサポートする必要がある。

これに対し、法務省は「上陸審判・違反審判への行政書士の参加について」（「平成20年7月3日法務省入国管理局審判課長事務連絡」）により、行政書士が代理人となることは弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に抵触することを理由とし、立会いについては行政書士の業務として法定されていないことを理由として、認められないとした。しかし、このような場合に代理人となることが行政書士に許されないと考えると、行政書士に「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を認めた行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定が空文化するおそれがある。また、行政書士資格を持っている者が、行政書士の法定業務以外のことを行うのは禁止されていないため、行政書士の業としてでなければ立会いは認められるが、上記事務連絡により、行政書士資格者は立会いが一切できないような誤解を生んでいる。

よって、以下の措置を採るべきである。

【具体的施策】

(ア) 上陸口頭審理手続において、行政書士が外国人を代理することの容認

上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法第 72 条によって規律されることとなるが、申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法第 1 条の 3 第 1 項第 1 号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知すべきである。【平成 20 年度措置】

(イ) 上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続における行政書士の立会いの容認

そもそも、立会いには何の資格も要求されず、出入国管理及び難民認定法第 10 条第 4 項（第 48 条第 5 項で準用する場合を含む。）の「親族又は知人」に該当する場合には立会いをする事が認められている。

よって、行政書士が、出入国管理及び難民認定法第 10 条第 4 項（第 48 条第 5 項で準用する場合を含む。）の「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えがないことを関係者に周知するべきである。【平成 20 年度措置】

事 務 連 絡

平成21年1月7日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局審判課長 山 中 政 法

(印刷省略)

上陸審判・違反審判手続への行政書士の参画について

標記に関し、行政書士法の一部を改正する法律の施行(平成20年7月1日施行)に伴い、平成20年7月3日付け事務連絡「上陸審判・違反審判への行政書士の参加について」をもってその取扱いにつき通知しているところ、今般、上陸口頭審理及び違反口頭審理手続への行政書士の参画について、規制改革推進に関する第3次答申として閣議決定がなされました。

当該答申においては、特に、上陸口頭審理における行政書士の代理及び口頭審理(上陸審判及び違反審判)における行政書士の立会いについて、行政書士に「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を認めた行政書士法(昭和26年法律第4号)の規定が空文化するおそれがあるとして、行政書士のこれら口頭審理手続への参画を容認するよう求めておりますので、行政書士がこれら口頭審理手続に参画するに際しては、下記の点に留意願いたく、改めて通知します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

1 上陸口頭審理手続における行政書士の代理

行政書士が口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法第72条との関係が問題となるところ、特に、上陸審判手続における口頭審理においては、行政書士法との関係から、次の点に留意する。

(1) 申請者において、上陸のための条件に適合していないことについて争うなど、紛争性のある事案に係る口頭審理手続に行政書士が代理人として参画することは、弁護士法第72条に抵触することとなるため、行政書士が当該口頭審理手続に業として参画することは認められない。

(2) 一方、申請者において、異議の申出をする旨の意思表示を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛

争性がない事案については、行政書士法第1条の3第1項第1号において「聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續」についての代理を行政書士の業務とすることを認めていることから、当該口頭審理に行政書士の業としての代理を認めても差し支えない。

2 口頭審理（上陸審判及び違反審判）における行政書士の立会い

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第10条第4項（第48条第5項で準用する場合を含む。）に規定する口頭審理における立会人については、何の資格も要求されず、「親族又は知人」に該当する場合に立会いが認められているところ、行政書士が入管法第10条第4項（第48条第5項で準用する場合を含む。）に規定する「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えない。

規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申 ー規制の集中改革プログラムー」
(口頭審理手続への行政書士の参画関係)について

[戻る](#)

規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申 ー規制の集中改革プログラムー」
(口頭審理手続への行政書士の参画関係)について

平成21年4月
法務省入国管理局

平成20年12月22日に取りまとめられた規制改革推進のための第3次答申を踏まえ、上陸口頭審理における行政書士の代理について、紛争性がない事案への業としての行政書士の代理が認められること、及び、上陸・違反口頭審理の立会いについては、行政書士が、出入国管理及び難民認定法第10条第4項(第48条第5項で準用する場合を含む)規定の「親族又は知人」に該当する場合には、「親族又は知人」として立会いを行うことは差し支えないことについて、地方局及び関係機関に対して周知のための措置を講じた。

[上へ戻る](#)